

関西サポインビジネス推進ネットワーク規約

平成24年11月8日制定

平成29年4月19日改正

(名称)

第1条 本会は、関西サポインビジネス推進ネットワーク（以下「本ネットワーク」という）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の成果（新製品・新技術（以下「新製品等」という））の事業化やビジネス拡大を促進するとともに、更なる革新的な基盤技術の高度化を図り、もって関西ものづくり産業の競争力強化に寄与することを目的とする。

(事業活動)

第3条 本ネットワークの事業活動を次の各号のとおり定める。

- (1) 上記目的を達成するための有益な施策情報のタイムリーな提供
- (2) 成長意欲あるものづくり企業間の情報交換・交流の促進
- (3) 国内外における新製品等の販路開拓及び情報発信・プロモーション活動の実施
- (4) その他、本ネットワークの目的達成のために必要な活動の実施

(参加者)

第4条 本ネットワークの参加者を次の各号のとおり定める。

(1) 民間企業（次のいずれかに該当すること）

- ①サポイン事業を終了した企業のうち、当該事業により開発された新製品等又はその成果を応用・活用した新製品等の販路開拓に意欲ある事業者
- ②サポイン事業を現在継続中の企業のうち、開発中の新製品等について事業終了後の販路開拓に意欲ある事業者
- ③サポイン事業を終了した若しくは現在継続中の企業のうち、更なる革新的な基盤技術の高度化に意欲ある事業者

(2) 事業管理機関

サポイン事業を終了した若しくは現在継続中の事業管理機関のうち、本ネットワークの趣旨に賛同する機関

(3) 地方公共団体及び中小企業支援機関等

本ネットワークの趣旨に賛同する地方公共団体、中小企業支援機関等

2 サポイン事業は、近畿経済産業局と委託契約を締結したものと及び近畿経済産業局が採択したものに限る。（平成18年度中小企業基盤整備機構採択案件のうち研究開発拠点が近畿経済産業局管内であるものも含む。）

(事務局)

第5条 本ネットワークに事務局を置く。

2 事務局は、近畿経済産業局地域経済部産業技術課内に置く。

(代表、副代表及び顧問)

第6条 必要に応じて本ネットワークに代表、副代表及び顧問を置けるものとする。

- 2 代表は、本ネットワークを代表し、活動を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に不都合があるときはその職務を代行する。
- 4 顧問は、本ネットワークの活動に対して求めに応じ意見を述べる。
- 5 代表、副代表及び顧問は、本ネットワークに参加する民間企業及び外部有識者から事務局が選任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(参加手続及び会費)

第7条 本ネットワークに参加を希望する者は、別紙の「関西サポインビジネス推進ネットワーク参加申込書」に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

2 会費は、無料とする。

(退会手続)

第8条 本ネットワークからの退会を希望する場合、参加者は退会する旨を事務局に通知するものとする。